

# 標準旅行業約款（手配旅行契約等）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

## 第1章 総 则

### （適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法規に反せば、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

### （用語の定義）

第2条 この約款（「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、輸送又は取扱を行うこと等に限り旅行サービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができる手配旅行契約）は、当社が手配旅行契約等のために代理、輸送又は取扱を行うこと等に限り旅行サービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができる手配旅行契約等に適用します。

2 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料等の他の運送、宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行取扱料金（変更手続料金）を含む手続料金及び取消手続料金を除きます。）をいいます。

4 この部で「通信契約」とは、当社が機能するクリケットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込を受けた結果として生じる手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債務又は債務を、当該債務又は債務が履行されるべき事由に以降に定められた期間内に支払うべき費用の額又は当社が旅行者に払い戻すべき費用の額を定めたものとします。

3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料等の他の運送、宿泊機関等に対して支払うべき費用の額を除きます。）をいいます。

4 この約款で「手配旅行」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料等の他の運送、宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行取扱料金（変更手続料金）を含む手続料金及び取消手続料金を除きます。）をいいます。

5 この約款で「カード利用料」とは、当社が旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

### （手配旅行契約の終了）

第3条 当社が善良の管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の善良の管理者の権限は終了します。したがって、満員、休業、条件不適等の事由により、運送、宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける約款を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を負ったときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行取扱料金（以下「旅費料金」といいます。）を支払わなければなりません。通約を締結した場合においては、カード利用料は、当社が運送、宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける約款を締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。

（手配旅行者）

第4条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を乗じて行う者の他の補助者に代行させることができます。

## 第2章 契約の成立

### （契約の申込み）

第5条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別定める額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社と通約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかる場合は、会員番号及び依頼主とする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

3 第1項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取りります。

### （契約締結の拒否）

第6条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

（1）通信契約を締結しようとする場合にあって、旅行者の有するレジットカードが無効である際、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

（2）旅行者が暴力団員、暴力團構成員、暴力團関係者、暴力團關係企業又は組合屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

（3）旅行者が、当社に対する暴力的な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

（4）旅行者が、風説を流布し、偽情報を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

（5）その他の当社の業務上の都合があるとき。

### （契約の成立時期）

第7条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通信契約の前項の規定にかかる場合は、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

### （契約成立の特則）

第8条 当社は、第5条第1項の規定にかかる場合は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

### （乗車券及び宿泊券等の特則）

第9条 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかる場合は、運送サービス又は宿泊サービスの手配をみるに付けて旅行代金又に引換金と当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示する申込書の上、中止、販売の停止等の手配の権利を旅行者に付与する旨の文言について、口頭による申込を受け付けることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

### （契約の変更）

第10条 当社は、手配旅行契約の成立後やくに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示する書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行者に書面を交付するときは、当該契約書面を交付する場合に、契約書面に記載する範囲は、当該契約書面に記載するところになります。

### （情報収集の技術を活用する方法）

第11条 旅行者は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代え、情報通信の技術を利用して方針により当該書面に記載すべき事項（以下この点において「記載事項」といいます。）を提供したときは、当該契約書面に記載する範囲で手配する義務を負う旅行者に書面を交付することがあります。

2 前項の場合において、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記載されたことを確認します。

（旅行者による任意解除）

第12条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配又に消去猶予にて運送、宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更による費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

### （契約内容の変更）

第13条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配又に消去猶予にて運送、宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更による費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

### （旅行者による任意解除）

第14条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

（1）旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないととき。

（2）通信契約を締結した場合にあって、旅行者の有するレジットカードが無効になる等、旅行者の旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

（3）前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いままで提供を受けた旅行サービスの対象として、又はいままで提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び当社が支払ははずであった取扱料金を支払わなければなりません。

（4）旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。

（5）旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いままで提供を受けた旅行サービスの対象として、又はいままで提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び当社が支払ははずであった取扱料金を支払わなければなりません。

（5）当社の責に帰すべき事由による解約

第15条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

（1）旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないととき。

（2）通信契約を締結した場合にあって、旅行者の有するレジットカードが無効になる等、旅行者の旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

（3）前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いままで提供を受けた旅行サービスの対象として、又はいままで提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び当社が支払ははずであった取扱料金を支払わなければなりません。

（4）旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。

（5）旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対象として、又はいままで提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び当社が支払ははずであった取扱料金を支払わなければなりません。

（6）当社の責に帰すべき事由による解約

第16条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。

## 第4章 旅行代金

### （旅行代金）

第16条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。

なければなりません。

2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票による旅行者の署名として旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。

3 当社は、旅行開始前にあって、運送、宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により手配旅行の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属する。

5 当社は、通信契約を締結した場合において、3章又は4章の規定により旅行者が持つべき費用として支払うべき費用の額又は当社への伝票への伝票への支払又は受け取るべき費用として支払うべき費用の額又は当社が旅行者に払い戻すべき費用を、当社が旅行者に支払うべき費用を支払わなければなりません。

6 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により記載事項を記載した書面を交付します。

7 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

8 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

9 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

10 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

11 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

12 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

13 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

14 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

15 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

16 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

17 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

18 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

19 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

20 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

21 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

22 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

23 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

24 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

25 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

26 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

27 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

28 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

29 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

30 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

31 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

32 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

33 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

34 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

35 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

36 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

37 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

38 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

39 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

40 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

41 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

42 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

43 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

44 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

45 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

46 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

47 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

48 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

49 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

50 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

51 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

52 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

53 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

54 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

55 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

56 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

57 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

58 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（等）に記載事項を記録します。

59 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルを備えられないときは